

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和元年7月5日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900014号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900012号

第1 結論

請求者のA社における平成20年7月23日の標準賞与額を21万4,000円、平成20年12月19日の標準賞与額を20万3,000円に訂正することが必要である。

平成20年7月23日及び平成20年12月19日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年7月23日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

事業主は、請求者に係る平成20年12月19日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年7月
② 平成20年12月

A社から請求期間①及び②に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された賞与明細書、金融機関から提出された普通預金お取引照合表及びA社が年金事務所に対し提出した照会回答により、請求者は、同社から請求期間①は21万4,000円、請求期間②は20万3,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、上述の普通預金お取引照合表により、請求期間①は平成20年7月23日、請求期間②は平成20年12月19日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成20年7月23日について、請求者の厚生年金保険被

保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては、請求期間当時の資料がないため不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、平成 20 年 12 月 19 日については、事業主が、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 2 月 16 日に提出していることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されており、その結果、年金事務所は、請求者の平成 20 年 12 月 19 日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900002号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900013号

第1 結論

請求者のA社(平成17年8月31日前は、B社)における平成16年2月1日から平成19年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成16年2月から同年8月までは18万円から22万円、平成16年9月から平成17年7月までは20万円から22万円、平成17年8月は20万円から26万円、平成17年9月から平成18年7月までは22万円から26万円、平成18年8月は22万円から28万円、平成18年9月から同年12月までは24万円から28万円とする。

平成16年2月から平成18年12月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年2月から平成18年12月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く)を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における平成15年12月1日から平成16年2月1日までの期間、平成16年8月1日から平成17年8月1日までの期間及び平成17年11月1日から平成18年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成15年12月及び平成16年1月は18万円から22万円、平成16年8月から平成17年7月までは22万円から26万円、平成17年11月から平成18年7月までは26万円から30万円、平成18年8月は28万円から30万円とする。

平成15年12月及び平成16年1月の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く)並びに平成16年8月から平成17年7月までの期間及び平成17年11月から平成18年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額(上述の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間：平成15年12月1日から平成19年1月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準報酬月額が実際の給与額と比べて低い額となっている。給与明細を提出するので、標準報酬月額を保険給付に反映される記録及び事実即した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成16年2月1日から平成19年1月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、平成16年2月から同年8月までは18万円、平成16年9月から平成17年8月までは20万円、平成17年9月から平成18年8月までは22万円、平成18年9月から同年12月までは24万円と記録されているが、請求者から提出された請求期間に係る給与明細書及び預金通帳並びにA社から年金事務所に提出された平成17年1月から平成18年12月まで（平成18年11月を除く）の給与統計表及び日本年金機構の回答（以下、併せて「給与明細書等」という。）により、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時、4月から6月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額及び標準報酬月額の改定の基礎となる平成16年5月から同年7月までの報酬月額に基づき改定される標準報酬月額並びに平成17年8月から同年10月までの報酬月額に基づき改定される標準報酬月額（平成16年2月から同年7月までは22万円、平成16年8月から平成17年10月までは26万円、平成17年11月から平成18年8月までは30万円、平成18年9月から同年12月までは28万円）は、オンライン記録を超えており、当該標準報酬月額と同額又は異なる標準報酬月額（平成16年2月から平成17年7月までは22万円、平成17年8月は32万円、平成17年9月から平成18年7月までは26万円、平成18年8月から同年12月までは28万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、給与明細書等で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成16年2月から平成17年7月までは22万円、平成17年8月から平成18年7月までは26万円、平成18年8月から同年12月までは28万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年2月から平成18年12月までの期間について、請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者資格取得届、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を社会保険

事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明である旨回答しているが、当該期間について、給与明細書等により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、請求者は、年金額に反映しないとしても事実即した標準報酬月額への訂正を求めているところ、請求期間のうち、平成15年12月1日から平成16年2月1日までの期間、平成16年8月1日から平成17年8月1日までの期間及び平成17年11月1日から平成18年9月1日までの期間について、給与明細書等により、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時、4月から6月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額及び標準報酬月額の改定の基礎となる平成16年5月から同年7月までの報酬月額に基づき改定される標準報酬月額並びに平成17年8月から同年10月までの報酬月額に基づき改定される標準報酬月額は、オンライン記録を超えており、平成15年12月及び平成16年1月は22万円、平成16年8月から平成17年7月までは26万円、平成17年11月から平成18年8月までは30万円に相当することが確認できる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、請求期間のうち、平成15年12月及び平成16年1月は22万円、平成16年8月から平成17年7月までは26万円、平成17年11月から平成18年8月までは30万円とすることが必要である。

ただし、平成15年12月1日から平成16年2月1日までの期間の訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く）並びに平成16年8月1日から平成17年8月1日までの期間及び平成17年11月1日から平成18年9月1日までの期間の訂正後の標準報酬月額（上述の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1900004 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1900009 号

第 1 結論

昭和 54 年 4 月から昭和 57 年 3 月までの請求期間、昭和 59 年 4 月から同年 6 月までの請求期間及び昭和 60 年 4 月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 32 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 昭和 54 年 4 月から昭和 57 年 3 月まで
② 昭和 59 年 4 月から同年 6 月まで
③ 昭和 60 年 4 月から昭和 61 年 3 月まで

私は、国民年金保険料については、お金のある時に納付期限に遅れて納付していたが、平成元年 10 月 5 日に A 社会保険事務所（当時）で、それまでの未納期間を確認してもらい、その場で未納となっていた請求期間①、②及び③の保険料を納付したのに、未納とされていることから、訂正請求（1 回目）を行ったが、訂正をしない旨の決定をしたとする平成 29 年 1 月 20 日付けの通知を受け取った。

しかし、訂正しないとされたことに納得できないので、今回、国民年金の加入手続時期が分かる新たな資料として雇用保険被保険者証を提出する。これは、私が大学を卒業して社会人となり、いろいろちゃんとしなければならないと思いい、昭和 54 年頃に、国民年金の加入手続を行った頃のものである。

また、請求期間①、②及び③の保険料については、前回、平成元年 10 月 5 日に A 社会保険事務所です納付したとしたが、納付時期及び納付金額は覚えていないものの、平成元年 10 月 5 日に A 社会保険事務所です納付した際に、もう未納期間はないと聞いたので、この日より前には銀行の窓口です納付したと思う。

再度、訂正請求（2 回目）をするので、オンライン記録だけではなく、B 市役所や A 社会保険事務所です納付した原簿を確認し、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の1回目の訂正請求について、請求者は、請求期間①、②及び③の保険料を、平成元年10月5日にA社会保険事務所で納付したと主張しているところ、請求者の国民年金加入手続は、昭和57年2月又は同年3月頃に初めて行われたものとみられ、請求者が所持する「国民年金保険料現金領収証書」により、請求者が、その主張する時期、場所において追納保険料を納付していた行為は確認できるものの、i)平成元年10月5日時点において、請求期間①、②及び③の未納保険料は、いずれも既に2年の時効が成立していること、ii)請求期間①、②及び③については、いずれも保険料が免除されていた形跡は見当たらず、追納保険料として納付することができないこと、iii)請求者が所持する「国民年金保険料納入証明書」において、請求期間①、②及び③については、納入期間として証明されていないこと、iv)請求者に係るB市の国民年金全件リストにおいても、オンライン記録と同様、請求期間①、②及び③の保険料が納付されていた形跡は見当たらないことなどから、既に平成29年1月20日付けで、訂正をしない旨の東海北陸厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、今回、請求者は、昭和54年4月に加入手続を行い、請求期間①、②及び③の保険料の納付時期について、平成元年10月5日より前には銀行の窓口で納付した旨主張し、当該期間の保険料を納付したとする時期及び納付場所を変更するとともに、国民年金の加入手続時期が分かる新たな資料として雇用保険被保険者証を提出し、2回目の訂正請求を行っている。

国民年金手帳記号番号払出簿等により、請求者の国民年金の加入手続は、昭和57年2月又は同年3月頃に初めて行われ、ほぼ同時期に、請求者に対し国民年金手帳記号番号が払い出されたものとみられることから、請求者は、請求期間①のうち、当該加入手続を行うまでの期間において国民年金に未加入であったため、当該加入手続時期を基準とすると、請求期間①のうち、昭和54年4月から同年12月までについては、当該期間の保険料は既に2年の時効が成立しており、請求者は遡って納付することもできなかったものと考えられる。

また、上述の加入手続以降、請求者は、請求期間①のうち、昭和55年1月から昭和57年3月までの期間、請求期間②及び請求期間③の保険料を納付することは可能であったものの、請求者は、請求期間①、②及び③の保険料について、平成元年10月5日より前には銀行の窓口で納付してあったと思うのみで、納付時期及び納付金額は覚えていない旨陳述しており、請求者の保険料の納付状況の詳細は不明であるため、平成元年10月5日にA社会保険事務所で、もう未納期間はないと聞いたとする請求者の主張のみをもって、請求者が請求期間①のうち、昭和55年1月から昭和57年3月までの期間、請求期間②及び請求期間③の保険料を納付していたと推認することはできない。

さらに、請求者は、社会人となり昭和54年4月に国民年金の加入手続を行い、保険料納付を開始したとして、雇用保険被保険者証を提出しているところ、雇用保険記録によると、請求者は、昭和54年6月に雇用保険被保険者資格を取得していることが確認できる。しかし、このことから請求者が国民年金加入手続を昭

和 54 年 4 月頃に行い、請求期間①、②及び③の保険料を納付していたとする事情までは導き出せない。

加えて、請求者は、オンライン記録だけではなく B 市役所及び A 社会保険事務所の原簿を確認してほしい旨主張しているところ、B 市は、請求期間①、②及び③当時の国民年金に係る資料は保管していない旨回答している上、日本年金機構は、B 市が管理していた請求者の年金記録が記された国民年金全件リスト及び国が管理していた請求者の年金記録が記された帳簿である国民年金被保険者台帳以外に、請求期間①、②及び③当時の国民年金に係る資料は保管していない旨回答しており、再度、当該国民年金全件リスト及び国民年金被保険者台帳を確認しても、オンライン記録と同様、請求期間①、②及び③の保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

このほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含め、再度検討したものの、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。